平成２４年（フ）第３１号
茨城県結城市大字結城12076番地28
債務者　森田　博之
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３２号
茨城県筑西市乙136番地　ミナミハイツ１―202
債務者　大塚　光男
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３３号
茨城県常総市中妻町328番地５
債務者　工藤　博志
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３４号
茨城県常総市中妻町328番地５
債務者　工藤　栄子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３５号
茨城県古河市三杉町２丁目23番７号
債務者　小林かおる
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第４３号
茨城県常総市三坂町822番地１
債務者　大石　章雄
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第４４号
茨城県筑西市乙1002番地１　サンコーポ301
債務者　須藤　牧子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第５１号
茨城県古河市仁連275番地２
債務者　江澤美代子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１号
群馬県利根郡みなかみ町新巻964番地
債務者　原澤　　稔
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第８号
群馬県沼田市上沼須町102番地　金井アパート
債務者　渡邉　晋司
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
千葉県富津市湊1685番地の７
債務者　高島　博之
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１８２号
千葉県山武市埴谷2225番地26
債務者　福崎小百合
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２５３号
千葉県山武郡九十九里町不動堂195番地４
債務者　畠山　真奈
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２３号
千葉県旭市後草839番地１　ヤマヨＣ―４
債務者　梶原　時保
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２４号
千葉県旭市見広65番地２
債務者　大林　なみ
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２号
北九州市小倉南区長行西３丁目11番８号、破産手続申立時の住所神奈川県厚木市山際863番地１　ユニハイム本厚木208
債務者　筒井　由紀（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３９号
神奈川県小田原市飯泉1234番地
債務者　田中　浩二
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４０号
神奈川県小田原市飯泉1234番地
債務者　田中　知美
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部